

付 議 第 9 号

高知県立埋蔵文化財センターの指定管理者の指定に関する議案に係る
意見聴取に関する議案

平成 24 年 12 月高知県議会定例会提出予定の議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5 号の規定に基づき議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

（委任事務）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(5) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 号

高知県立埋蔵文化財センターの指定管理者の指定に関する議案

高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第55号）第10条第2項の規定により、次のとおり指定管理者として指定する。

平成24年12月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称
高知県立埋蔵文化財センター
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市高須353番地2
公益財団法人高知県文化財団
- 3 指定期間
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

高知県立埋蔵文化財センターの指定管理者の指定に関する議案説明

高知県立埋蔵文化財センターの指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるものである。

高知県立埋蔵文化財センターの指定管理について

1 県立埋蔵文化財センターの概要

- ・ 所 在 南国市篠原 1 4 3 7 - 1
- ・ 設 置 平成 3 年度
- ・ 設置目的 埋蔵文化財の調査研究、保存、公開、活用
- ・ 建 物 展示室、研修室、作業室、収蔵庫、事務室等 4 棟 2, 0 7 4 m²

2 指定する団体

- ・ 住所・名称等 高知市高須 3 5 3 - 1
公益財団法人高知県文化財団 (理事長 千葉 健)
- ・ 指定の実績 平成 1 8 年度～ 2 0 年度、2 1 年度、平成 2 2 年度～ 2 4 年度
- ・ 直指定の理由 埋蔵文化財に関して専門的知識を有し、センターの管理運営を適切に行うことのできる県内唯一の団体

3 委託の概要

1) 業務内容

- ・ 管理運営業務・・・施設の管理運営、発掘した埋蔵文化財の保存と活用等
- ・ 埋蔵文化財に関する普及・啓発業務・・・
企画展、出前考古学講座、公開講座等の実施

2) 委託料

- ・ 2 3 9, 2 4 3 千円 (5 カ年)

4 その他

- ・ 指定管理以外の委託業務・・・国土交通省の公共事業に伴う発掘調査業務等について、別途業務委託契約により実施

5 管理運営費の推移

(単位：千円)

年度	人件費	その他運営費	支出計	指定管理料	その他収入	収入計
18	38,344	30,257	68,601	68,601		68,601
19	32,090	28,308	60,398	60,398		60,398
20	36,173	26,322	62,495	62,172	323	62,495
21	40,529	17,851	58,380	58,049	331	58,380
22	45,691	20,937	66,628	66,126	502	66,628
23	46,010	19,096	65,106	64,544	562	65,106
24	19,006	18,429	37,435	36,935	500	37,435
25	24,570	21,581	46,151	45,612	539	46,151
26	24,652	20,914	45,566	45,027	539	45,566
27	28,812	21,159	49,971	49,432	539	49,971
28	28,915	21,170	50,085	49,546	539	50,085
29	28,996	21,169	50,165	49,626	539	50,165

*～平成23年度決算額・平成24年度決算見込額・平成25年度～予算額

注1)平成23年度までは、指定管理業務に従事している職員(6名分)の person 費について、県派遣職員、財団採用職員を区別せずすべて指定管理料から支給

注2)平成24年度からは、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」第6条の規定により、指定管理業務に従事している職員(6名分)のうち、一部派遣職員を除き派遣職員の person 費(給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当(以下「基本給」という。))を教育委員会から支給することに変更。指定管理料からはそれ以外の person 費(共済費、勤勉手当、通勤手当等(以下「実績給」という。))を支給。なお、財団採用職員の person 費は従前と同様指定管理料から支給。

基本的考え方

平成23年度まで

県派遣職員		財団採用職員	
基本給	実績給	基本給	実績給

指定管理料(文化財課)から支給

平成 24 年度以降

県派遣職員
基本給

教育委員会（教育政策課）から支給

県派遣職員	財団採用職員	
実績給	基本給	実績給

指定管理料（文化財課）から支給

年度別基本給支給区分（単位：人）

年度	教育委員会 (教育政策課)	指定管理料 (文化財課)	計 (教育委員会)
23 年度	0	6	6
24 年度	5	1	6
25 年度	4	2	6
26 年度	4	2	6
27 年度	3	3	6
28 年度	3	3	6
29 年度	3	3	6

○公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律

第 6 条 派遣職員には、その職員派遣の期間中、給与を支給しない。

2 派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務若しくは地方公共団体の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であつてその実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるものである場合又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、条例で定めるところにより、給与を支給することができる。

○公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

第 4 条 派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和 27 年法律第 289 号)第 3 条第 4 号に規定する職員のうち、地方公営企業に勤務する職員をいう。以下同じ。))である派遣職員及び技能職員(技能職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 32 年高知県条例第 56 号)第 2 条に規定する職員をいう。以下同じ。))である派遣職員を除く。第 6 条及び第 7 条において同じ。)のうち、法第 6 条第 2 項に規定する業務に従事する者には、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給することができる。

○高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例

(平成 17 年 7 月 19 日条例第 55 号)

(設置)

第 1 条 埋蔵文化財を調査研究し、及び保存するとともに、公開し、及び活用することにより、埋蔵文化財に関する知識を深め、もって県民文化の振興に寄与するため、高知県立埋蔵文化財センター(以下「センター」という。)を南国市に設置する。

(指定管理者による管理等)

第 2 条 センターの管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせるものとする。

2 前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合においては、教育委員会は、指定管理者の指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、センターの適正な管理を確保するため公募を行わないことについて相当の理由がある場合は、教育委員会が適当と認める法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

(指定管理者が行う業務)

第 8 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの設備等の維持管理に関する業務
- (2) センターの設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務

(指定管理者の指定の申請)

第 9 条 第 2 条第 2 項本文の規定により指定管理者の公募を行った場合において、同条第 1 項に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 前条各号に規定する業務(以下「業務」という。)に係る事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要なものとして教育委員会規則で定める書類

(指定管理者の指定等)

第 10 条 教育委員会は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定するものとする。

- (1) 前条第 1 号の事業計画書(以下この項において「事業計画書」という。)によるセンターの管理が県民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容がセンターの効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

- (3) 事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保できるものであること。
 - (4) 事業計画書による業務の実施により、県民の埋蔵文化財に関する知識を深め、県民文化の振興に寄与することができるものであること。
- 2 教育委員会は、第2条第2項ただし書の規定に基づき又は前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。
 - 3 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他教育委員会規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を教育委員会に届け出なければならない。